

## 現状

- 医療機関への看護師等の労働者派遣については、原則禁止。
- 地方分権対応として行った政令改正により、本年 4 月 1 日から、へき地の医療機関に限り、看護師等の労働者派遣が可能に。
- これにより、へき地のワクチン接種会場（医療法上の診療所に該当）への看護師等の労働者派遣が可能に。

労働者	業務	派遣される場所			
		へき地の病院・診療所		へき地以外の病院・診療所	
			接種会場		接種会場
看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	×
准看護師	療養上の世話 診療の補助	○	○	×	×

## 要望

- 全国知事会などから、ワクチン接種に係る医療従事者の確保に当たり、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とする要望を受けている。

### 【緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言（令和 3 年 3 月 20 日全国知事会）】

- 人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うとともに、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とするなど、国として必要な支援を行うこと。

### 【新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要請（令和 3 年 2 月 5 日中核市市長会）】

#### 2 ワクチンの接種体制の確保について

- (5) 現在、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」により看護師の医療機関への派遣は禁止されている。各自治体が自ら設ける会場で集団接種方式によるワクチン接種事業を実施する場合、当該会場については診療所開設の届出を行うため、必要な看護師を確保するためには、派遣によらず自治体が直接雇用する必要がある。雇用形態が限定されることにより自治体における接種体制の確立に支障が出ていることから、医師の下で従事する場合等、特定の条件の下において、派遣による看護師でも医療行為が行えるよう、特別な措置を行うこと。